

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月21日

【会社名】 株式会社環境フレンドリーホールディングス
(旧会社名 株式会社FHTホールディングス)

【英訳名】 Environment Friendly Holdings Corp.
(旧英訳名 FHT holdings Corp.)
(注) 2024年3月27日開催の第30期定時株主総会の決議により、2024年4月1日付で会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 車 陸昭

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋三丁目24番9号

【電話番号】 03-6261-0081

【事務連絡者氏名】 経営企画室 室長 松澤 増満

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋三丁目24番9号

【電話番号】 03-6261-0081

【事務連絡者氏名】 経営企画室 室長 松澤 増満

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当
第23回新株予約権証券 35,360,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
2,959,360,000円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第23回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	680,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	35,360,000円
発行価格	新株予約権1個につき52円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.52円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年6月8日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	東京都港区西新橋三丁目24番9号 株式会社環境フレンドリーホールディングス 経営管理本部
払込期日	2026年6月8日(月)
割当日	2026年6月8日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 神田支店

(注)1. 本新株予約権は、2026年5月21日(木)開催の当社取締役会において決議しております。

2. 申込み及び払込み方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結のうえ、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込む方法によります。

3. 第23回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式における振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は68,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」といいます。))は100株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は円位未満小数2位まで算出し、小数第2位を四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金43円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、効力発生日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p> <p>(2) 当社は、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合、合併等により交付する場合、会社法第194条の規定に基づく自己株式の売渡しの場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、株主割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当がその効力を生ずる日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含むが、当社の取締役、監査役、顧問及び従業員、当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対するストック・オプションとしての新株予約権発行を除く)調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の発行の場合は割当日、無償割当の場合は当該割当がその効力を生ずる日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価の価額が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の価額の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の価額の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価の価額が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において行使価額の調整事由とされる当社の各行為において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各行為の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該行為の承認があった日までに本新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、次の算式に従って交付する当社普通株式の数を決定するものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項第(1)号及び第(2)号の規定にかかわらず、これらの規定により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

	<p>(5) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当日付で終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の保有する当社普通株式の数を控除した数とする。</p> <p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の規定により行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知又は公告する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知又は公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>2,959,360,000円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少します。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2026年6月9日から2028年6月8日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所</p> <p>株式会社環境フレンドリーホールディングス 経営管理本部 東京都港区西新橋三丁目24番9号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所</p> <p>株式会社三井住友銀行 神田支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」といいます。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することのできる期間 別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別欄「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別欄「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>(7) その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別欄「新株予約権の行使の条件」及び別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(8) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

（注）1．本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする新株予約権者は、当社が定める様式の行使請求書に必要事項を記載して、これに記名押印したうえで、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合には、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

2．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

4. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

5. 本新株予約権の上場予定

本新株予約権は、東京証券取引所その他の金融商品取引所において、上場の予定はありません。

6. 新株予約権者に対する新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

7. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,959,360,000	64,986,800	2,894,373,200

(注) 1. 払込金額の総額は、下記金額を合算した金額であります。

本新株予約権の発行価額の総額 35,360,000円

本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 2,924,000,000円

なお、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算定しております。

2. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、登記関連費用10,574千円、新株予約権価値評価費用1,500千円及び有価証券届出書作成費用2,000千円、信用調査費用500千円、印刷会社費用800千円、FA費用49,612千円の合計であります。

なお、発行費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

4. FA費用について、第23回新株予約権の割当予定先であるエスクリプトエナジー株式会社、三崎優太氏からの調達額の3%を当社FAに支払う契約です。なお、当社FAにつきましては永田町リーガルアドバイザー株式会社（所在地：東京都千代田区平河町二丁目16番2号、代表者：加陽麻里布 以下「永田町リーガルアドバイザー」といいます。）を選定しております。永田町リーガルアドバイザーは、当社及び割当予定先から独立したアドバイザーであり、上場会社を対象とする第三者割当増資、MS型ワラント、転換社債、私募社債発行等の資金調達案件に関して、法務・財務両面からアドバイザーを行った豊富な実績を有しています。当社が実施する本件の資金調達スキームについても、制度面・市場面の双方から十分な理解を有しています。そのため、本件における資金調達に関して助言を受けられるFAとして適切であると判断し、選定しております。また、FA費用については、一般的な水準を3%から5%の範囲内であると認識しており、本件はその下限である3%での条件となっておりますが、本資金調達に関する広範な助言に至るまで包括的な支援を受けております。特に、短期間で実行可能な本資金調達の提示および実務的な助言を受けていることから、当社としては永田町リーガルアドバイザーが資金調達の円滑な遂行に不可欠な役割を担っていると考えており、当該FA費用の水準は合理的かつ妥当であると判断しております。

5. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

6. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動いたします。

(2)【手取金の使途】

<前々回の資金調達における資金使途>

当社が、2024年8月9日付の当社取締役会で決議した第三者割当により発行された第21回新株予約権(以下、「前々回増資」といいます。)による資金使途への充当状況は、2026年4月30日現在において、以下のとおりです。

第21回新株予約権

(単位:百万円)

資金使途	充当予定額	調達額	充当状況	当初充当予定時期	充当時期
株式会社EFネクストテック(注2)の事業資金 リユース事業に係る事業運転資金(商品仕入代金)	1,000	522	520	2024年8月~ 2026年8月	2026年4月
株式会社EFエナジー(注2)の事業資金 太陽光発電事業に係る事業開発資金	667	-	-	2024年8月~ 2026年8月	

(注)1. 前々回増資により発行した第21回新株予約権は、2026年4月6日に180,000個(発行株式数18,000,000株、1株あたり29円)が権利行使され、リユース事業に係る事業運転資金(商品仕入代金)として調達額の一部である416百万円を充当しております。

2. 当社は、2024年10月11日付で連結子会社の社名を、以下のとおり変更しております。

株式会社EFネクストテック(旧商号:コネクト株式会社)

株式会社EFエナジー(旧商号:エリアエナジー株式会社)

3. 前々回増資により発行した第21回新株予約権で調達した資金522百万円のうち、520百万円は、当社から株式会社EFネクストテックに対して貸し付ける形で充当しています。

なお、子会社における資金の充当状況については、同社が個別の支出管理を行っている関係上、当社における把握に一定の時間を要するため、直近で確認可能な時点である2026年4月17日現在の状況を記載しております。

<子会社で充当した資金>

科目	金額	充当時期
リユース事業に係る事業運転資金(商品仕入代金)	416百万円	2026年4月
未充当額(注)	104百万円	
合計	520百万円	

(注) 株式会社EFネクストテックに対して貸し付ける形で充当した520百万円のうち、2026年4月17日現在において104百万円については、支出していないため、未充当になっております。

また、当社が、2025年1月20日付の当社取締役会で決議した第三者割当により発行された新株式(以下、「前回新株式」といいます。)及び第22回新株予約権(以下、前回新株式と第22回新株予約権を併せて「前回増資」といいます。)による資金使途への充当状況は、2026年4月30日現在において、以下のとおりです。

< 前回の資金調達における資金使途 >

前回新株式

(単位：百万円)

資金使途	充当予定額	調達額	充当状況	当初充当予定時期	充当時期
ショールーム並びに販売代理店の新設及び運営に係る費用	280	280	140	2025年6月～ 2026年9月	2025年8月～ 2026年2月

(注) 前回新株式で調達した資金280百万円のうち140百万円を、当社から株式会社EFエナジーに対して貸し付ける形で充当しております。

なお、子会社における資金の充当状況については、同社が個別の支出管理を行っている関係上、当社における把握に一定の時間を要するため、直近で確認可能な時点である2026年2月28日現在の状況を記載しております。

< 子会社で充当した資金 >

科目	金額	充当時期
共同開発と研究パートナーシップ及び市場開拓費	13百万円	2025年8月
事業運営資金	20百万円	2025年8月～2026年2月
ショールーム開設資金	5百万円	2025年8月～2026年2月
未充当額(注)	102百万円	-
合計	140百万円	

(注) 株式会社EFエナジーに対して貸し付ける形で充当した140百万円のうち、2026年2月28日現在において102百万円については、支出していないため、未充当になっております。

第22回新株予約権

第22回新株予約権の充当状況においては、2026年4月30日現在において、以下のとおりです。

(単位：百万円)

資金使途	充当予定額	調達額	充当状況	当初充当予定時期	充当時期
工場新設のための事業用地の取得に係る費用	565	128	-	2025年6月～ 2026年9月	

(注) 1. 前回増資により発行した第22回新株予約権は、2025年7月18日に20,000個(発行株式数2,000,000株、1株あたり28円)、2025年9月24日に25,000個(発行株式数2,500,000株、1株あたり28円)が権利行使され、128百万円を調達しておりますが、2026年4月30日現在において充当しておりません。

2. 調達した資金については、現時点でまだ物件選定中であるため、充当しておりません。

国内生産工場の新設につきましては、既存建屋を活用した工場整備(居抜き物件の活用)を前提に2027年の生産開始を目標とし、2026年中の用地選定および契約締結等を前提に検討を進めております。現在、物件および土地の候補地の選定を進めており、複数の自治体および関係機関と協議を行っておりますが、現時点において具体的な開設時期を見通せる段階には至っておりません。

本第三者割当による新株予約権の発行によって調達する資金の額は合計約2,894百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
マイニング事業推進に係る費用	1,394百万円	2026年9月～2028年12月
蓄電池およびAIデータセンターの開発に係る費用	1,500百万円	2026年6月～2028年4月
合計	2,894百万円	

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷等により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。
3. また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

(資金調達の目的及び理由)

当社グループは、リユース事業、資源エネルギー事業、環境事業を推進し、地球環境・自然環境・社会環境と調和した、持続可能な生活環境を創造していくことを基本理念としております。リユース事業、資源エネルギー事業は、いずれも昨今の技術革新が著しい分野であり、かつ、持続可能な生活環境を実現するための社会的なニーズの高い分野でもあります。20年後、50年後にどのような生活環境を実現すべきであるか、将来を見通すビジョンと、高い目標を実現する意欲を持ち合わせて、先端技術を積極的に取り入れ、引き続き努力してまいります。

当社グループが従来から携わっておりますリユース事業、環境事業及び資源エネルギー事業の各市場は、今後も成長が見込まれる有望な分野であります。しかしながら、競争が激しい市場であることも事実であり、収益の拡大を目指すためには、価値ある商品・サービスを提供し続けることが重要な戦略であると認識しております。このような現状を踏まえ、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題として、顧客基盤の拡大、成長戦略に不可欠な人材の確保及び協力会社の活用、財務体質の強化に取り組んでおります。

2024年12月度連結会計年度の当社グループは、安定した収益基盤の構築と持続的な事業の拡大を目指し、資源エネルギー事業、環境事業、リユース事業の効率化を図り収益力の改善・強化に取り組んでまいりました。ウクライナ情勢の長期化による資源価格の高騰、円安の進行、物価上昇等から、依然として先行きが不透明な状況が継続しております。このような状況の中、これまでの資源エネルギー事業、リユース事業、環境事業の事業領域にとどまらず、環境にやさしい多岐にわたる事業展開を見据え、2024年4月1日より会社名を「株式会社FHTホールディングス」から「株式会社環境フレンドリーホールディングス」に変更いたしました。

この結果、当社グループの前会計年度である2025年12月期連結会計年度においては、売上高1,371,110千円（前年同期比92.0%減）となり、営業利益106,790千円（前年同期は営業損失53,637千円）、経常利益105,971千円（前年同期は経常損失69,765千円）、親会社株主に帰属する当期純損失3,649千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失154,894千円）となりました。

売上高が大幅に減少した主な要因は、リユース事業セグメントの減収によるものであります。前年同期においては、iPhoneやゲーム機の買取及び販売等により、同セグメントは約159億円の売上高を計上しておりましたが、当該事業は消費税還付制度を活用したビジネスモデルであり、当連結会計年度においては、為替相場の大幅な変動、iPhone市場の需給変化、政策変更リスクの高まり、消費税還付時期の遅延によるキャッシュフロー負担の増大などが重なり、リスク・リターンのバランスが悪化したことから、資本効率および財務安定性を重視する観点のもと、iPhoneの買取及び販売を中止し、収益構造の転換を行ったことによるものであります。

そのため、前年同期から売上高が大幅に減少しており、依然として強固な収益体質を構築できている状況ではございません。

当社は、次世代の再生可能エネルギー分野における競争力強化を目指し、ペロブスカイト太陽電池の製造および普及を推進するため、当社子会社である株式会社EFエナジー（以下、「EFエナジー」といいます。）への投融资を通じて、現在、EFエナジーが運営している太陽光発電事業のさらなる拡大を目指し、2025年1月20日付「新たな事業の開始に関するお知らせ」で記載したとおり、新たな事業としてペロブスカイト太陽光事業を展開するため、本第三者割当増資において自己資本の拡充を図り、ペロブスカイト太陽光事業に必要な資金調達を実施いたしました。

具体的には、次世代型太陽光発電パネルとして注目されているペロブスカイト太陽電池製品や技術を国内の顧客や投資家に直接体感していただく場として都内にショールームを開設すること、並びにペロブスカイト太陽電池製品の生産を国内で行うため、日本国内に生産工場を新設する計画であり、まずは国内での工場建設のための事業用地を取得する予定です。この工場では、より効率的かつ持続可能なエネルギーの供給を実現するための製造技術を確立し、国内外の需要に対応することを目指します。これにより、当社の再生可能エネルギー事業の競

競争を一層強化し、持続可能な社会の実現に貢献していくものであり、ペロブスカイト太陽電池の製造および普及を推進するために係る費用を調達するため、2025年1月20日付で第三者割当増資を決議しております。なお、当社が2025年7月28日に開示した「グリーンコイン・マイニング事業」は、再生可能エネルギーの活用等を含めたマイニング事業の可能性について検討を開始したことを公表したものであり、現時点においても具体的な事業開始時期や事業スキームは未定であります。具体的な進展があった場合には速やかに開示いたします。

また、当社のペロブスカイト関連事業については、現在も事業化に向けた取り組みを継続しております。具体的には、ペロブスカイト太陽電池を活用した電子タバコ向け充電電源製品の販売を行っているほか、ペロブスカイト技術及び応用製品の展示・実証を目的としたショールームの整備を進めておりました。当社が2025年12月19日付「（開示事項の経過）ペロブスカイト事業に係るショールーム兼販売拠点の進捗に関するお知らせ」で開示したとおり、ショールーム兼販売拠点につきましては、当初予定していた時期から見直しを行ってまいりましたが、東京都港区に使用する物件が決定し、2025年3月25日付「（開示事項の経過）ペロブスカイト事業に係るショールーム兼販売拠点の開設に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、飯田ビル5階（東京都港区西新橋三丁目24番9号）に2026年3月23日付で開設いたしました。さらに、応用製品の企画・開発を進めるとともに、将来的な量産体制の構築に向けて、ペロブスカイト太陽電池製造工場の候補地について複数の自治体と協議を継続中であります。

また、当社グループにおけるバイオマス関連事業の取組みとして、2025年12月期においては、Bioghumのオーストラリア拠点より株式会社弥生植物リサーチ（GreenMの関連会社）を通じ、韓国向けソルガム種子5トンを出荷し、売上高9.5百万円を計上しております。また、2025年初旬に計画していたドローンの試験導入については、相手先企業（株式会社ACSL）の事情により延期となっておりますが、当社が想定している技術を有するドローンの開発は現時点において困難であり、今後の技術開発に左右されることから新たな導入時期は未定となっております。

当社グループは、再生可能エネルギーの発電にとどまらず、その電力を蓄電池、AIデータセンターおよび暗号資産マイニングと組み合わせることで、高付加価値で活用する「次世代エネルギー活用モデル」の構築を成長戦略の中核に位置付けております。とりわけ、再生可能エネルギーと親和性の高いデジタルインフラ事業を組み合わせることで、電力の利用効率と収益性を同時に高めることが可能になると考えております。

本第三者割当増資により調達する資金は、マイニング事業に係る設備投資および運転資金、ならびに蓄電池およびAIデータセンターの開発に係る費用に充当する予定であり、これらはいずれも当社グループの中長期的な成長戦略の実行に不可欠な投資であります。

なお、当社が発行した第21回及び第22回新株予約権については、割当先よりいずれも行使の意向及び進捗を確認しており、株価動向等に依存するものの、今後の資金調達に一定程度寄与するものと認識しております。

もっとも、第21回及び第22回新株予約権による調達資金は、それぞれ特定の資金使途を前提としていることに加え、本件資金調達はこれらとは異なる新たな資金需要に対応するものであり、既存の新株予約権の行使による資金では代替できないものです。このため、当社としては、必要な資金を確実に確保する観点から、新たに希薄化を伴う資金調達を実施する必要があると判断しております。

また、第21回新株予約権の資金使途として予定していたリユース事業に係る運転資金（商品仕入れ代金）約10億円については、在庫回転や収益性の観点から従来のiPhone海外リユース事業に一定の非効率性が認められたため、当初計画どおり一括して充当するのではなく、2026年4月14日付「連結子会社の事業の一部休止に関するお知らせ」で開示したとおり、当社グループは、リユース事業においては金・プラチナ等の高付加価値商材へのシフトを進めるとともに、資源エネルギー事業およびGX関連事業への経営資源の集中を図ることにより、収益構造の転換および安定的な利益体質の確立を推進してまいります。また、これらの投資は、初期段階において一定の自己資本の確保が必要となる一方で、事業の進捗に応じて段階的な資金需要が生じることから、本第三者割当増資では、新株予約権による発行とすることで、事業の成長に応じた機動的な資金調達を可能とする資本政策を採用しております。これにより、過度な希薄化を抑制しつつ、既存株主の皆様と利益を共有しながら、持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

本第三者割当増資により調達する具体的な資金の使途については以下を予定しております。

（調達する手取金の使途）

マイニング事業推進に係る費用

本第三者割当増資により調達する資金のうち1,394百万円については、当社グループが推進するマイニング事業に係る設備投資に充当する予定であります。

当社グループのマイニング事業は、カナダ・アルバータ州に豊富に存在する低価格な天然ガスを活用し、井口ガス発電およびパイプラインガス発電により電力を自家発電し、その電力を用いてマイニングを行う一体型の事業モデルを採用しております。同州における天然ガス価格は世界的にも低水準で推移しており、安定的かつ低コストな電力調達が可能な地域であると認識しております。

また、本マイニング事業においては、油田等で発生し、通常は焼却（フレア）処理されている天然ガスを活用して発電を行うことを想定しております。これにより、本来は大気中に排出されるのみであったエネルギー

ギーを有効利用し、発電電力をマイニング事業に活用することで、資源の有効活用及び環境負荷低減にも配慮した事業運営を目指しております。

本プロジェクトに関連しては、カナダ所在の既存マイニング事業会社において、天然ガス供給事業者より、25～30MW規模の天然ガス供給能力および約6エーカーの事業用地の確保に関する意向表明書を取得しております。

当社は、当該事業会社より、現地における天然ガス供給環境、事業用地、設備運営等に関する情報提供及び事業提案を受けており、同社との業務提携及び株式取得の可能性を含めた協議を行っております。

一方で、現時点において、当社自身が当該供給能力や用地に係る権利を直接取得しているものではなく、また、当該事業会社との最終契約締結又は株式取得に関する機関決定も行われておりません。

当社としては、今後の協議状況、経済合理性及び事業採算性等を踏まえ、必要に応じて当該事業会社との連携、直接契約その他代替手法も含めて検討しながら、約20MW規模のマイニング拠点の構築及び運営を段階的に進める方針であります。

当該マイニング拠点の構築にあたっては、発電機、電力ケーブル、マイニング用コンテナ（マイニングボックス）、配管加温設備、フェンス等のインフラ設備に加え、輸送費、関税、現地施工費、ネットワーク設備、監視システムおよび各種許認可費用等が必要となります。

本プロジェクトの全体像としては、当社グループは合計25MW規模のマイニング設備能力の確保を計画しております。このうち、20MW分については当社による設備投資（現金支出）により構築する予定であり、残りの5MW分については、カナダ所在の既存マイニング事業会社を株式交換により取得することを予定しております。当該5MW分については現金支出を伴わないため、本第三者割当増資により調達する資金の用途には含めておりません。

本第三者割当増資により調達する資金は、上記20MW分の設備投資資金に充当する予定であります。

当該20MW分の設備投資額については、マイニング機器については、中国の事業会社からの購入を想定しております。当該事業会社の見積もりによれば、5MWあたりの総投資額を3,000万元とされており、その内訳は、マイニング機器本体費用が2,000万元、発電機器の取得費用および設置工事費用等が1,000万元で構成されております。

これを基に20MW分へ換算すると、3,000万元×4倍＝12,000万元となります。これを為替レート1元＝20円で換算した場合、総額約2,400百万円となり、本第三者割当増資により調達する資金のうち1,394百万円を当該設備投資に充当する予定としております。

なお、上記見積りは、当社が想定するマイニング機器の調達価格、発電設備の構成および設置条件、並びに現地事業者からの見積情報等を踏まえて算出したものであり、今後の市場環境や為替動向等により変動する可能性があります。現時点においては合理的な水準であると判断しております。本資金用途により、これらの設備投資に加え、発電設備およびマイニング設備設置後の運営費用、保守・部品調達費、現地運営スタッフ人件費、電力・ガス関連費用等を含む、マイニング事業の立上げおよび初期運転に必要な資金については、本第三者割当増資により調達する資金を充当することは予定しておらず、当社の手元資金で充当する方針です。なお、必要資金総額約2,400百万円に対し、本第三者割当増資による充当予定額との差額となる約1,006百万円についても、自己資金又は追加的な資金調達等により対応する予定であり、事業の進捗状況や当社グループの資金需要の変動に応じて、資本金の調達を含め、複数の資金調達手段を柔軟に検討してまいります。

また、本マイニング事業の推進にあたっては、本第三者割当増資の割当予定先であるエスクリプトエナジー株式会社との業務提携を通じて、資金、ノウハウおよび事業機会を相互に活用しながら、事業規模の拡大および収益性の向上を図っていく方針であります。

さらに、当社グループは、本マイニング事業の推進過程において、マイニング設備を対象とした匿名組合スキームを活用した投資商品の共同開発についても検討しております。当該スキームは、マイニング設備を匿名組合により保有・運用し、その持分を投資商品として提供することを想定しており、設備投資に係る税務上の取り扱い等を踏まえた商品設計を行うことで、投資家ニーズに応えることを目的としております。

当該投資商品の組成および販売にあたっては、第二種金融商品取引業の免許を保有する当社完全子会社の株式会社EFインベストメントを活用し、関係法令（注：金融商品取引法、内閣府令に加え、一般社団法人第二種金融商品取引業協会の自主規制規則を含みます。）を遵守した形で進める予定であります。なお、当該匿名組合スキームは、当社グループが自己資金として投資を行うものではなく、あくまでマイニング事業に関連する派生的な事業機会として位置付けております。

なお、本マイニング事業は、カナダにおいてマイニング事業を展開する事業会社からの事業提携および同社の株式取得（M&A）に関する提案を契機として検討を開始したものであります。

もっとも、当該提案については現在も協議中であり、現時点において具体的な取得の実行は確定しておらず、また当該提案に関して当社の機関決定は行われておりません。

このため、本第三者割当増資により調達する資金については、特定の取得案件の実行を前提とするものではなく、当社グループが主体となって推進するマイニング事業の立上げおよび拠点構築に充当することを基本方針としております。

今後の協議の進展状況や経済合理性等を踏まえ、当該提案に基づく株式取得等を実施する可能性があります。

また、本第三者割当により発行する新株予約権については、その行使時期及び行使金額が株価動向等に依存するため不確実性があることから、当社は一定の保守的な行使前提を置いた上で、段階的に資金を充当する方針としております。

本件資金の充当については、5 MW単位での段階的な設備導入を前提としており、各フェーズの稼働時期に応じて、当該稼働に先立つ約6か月前より順次充当を開始する予定です。

具体的には、以下のとおり段階的に投資を実行する予定です。

第1フェーズ(2027年上期)

初期導入として約5 MW規模の設備(発電設備、マイニングコンテナ、電力設備等)の導入を行い、約600百万円を充当予定(累計:約600百万円、累計設備容量:約5 MW)

第2フェーズ(2027年下期)

追加で約5 MW規模の設備導入を行い、累計10 MW体制へ拡張するため、約600百万円を充当予定(累計:約1,200百万円、累計設備容量:約10 MW)

第3フェーズ(2028年上期)

更なる拡張として約5 MW規模の設備導入を行い、累計15 MW体制へ拡張するため、約600百万円を充当予定(累計:約1,800百万円、累計設備容量:約15 MW)

第4フェーズ(2028年下期)

最終的な拡張として約5 MW規模の設備導入を行い、累計20 MW体制へ拡張するため、約600百万円を充当予定(累計:約2,400百万円、累計設備容量:約20 MW)

また、本マイニング事業の収益は、設備導入の進捗に応じて段階的に立ち上がる構造となっております。

具体的には、5 MW単位での設備導入に伴い、フェーズごとに収益が順次積み上がる計画であり、例えば5 MW規模においては売上約6億円程度を見込んでおります。

なお、新株予約権の行使については、本第三者割当増資により調達予定の資金(約1,394百万円)を前提として、当社としては充当予定額である1,394百万円の約30%が初年度、約40%が2年目、残り約30%が3年目に行使されることを一応の前提としておりますが当該行使は投資家の判断に依存するものであり、実際の行使時期および行使割合はこれと異なる可能性があります。

本件マイニング事業は、5 MW単位での段階的な設備投資を前提としており、各フェーズの稼働に先立ち約6か月前より設備調達等を開始する必要があるため、資金の充当時期と新株予約権の行使時期の間には一定のタイムラグが生じることが想定されます。

このため、各フェーズにおける投資については、本新株予約権の行使による資金調達の進捗に応じて段階的に実行することを基本としつつ、初期フェーズにおいては投資規模および投資時期を調整することにより対応する方針です。また、資金調達の進捗と投資実行のタイミングに差異が生じる場合には、投資規模の調整等により対応することを想定しております。

したがって、本事業は設備導入の進捗に応じて収益が段階的に立ち上がる構造であり、各フェーズにおける収益状況を踏まえながら次の投資判断を行うことにより、資金需要と資金調達のバランスを図る計画であり、実際の投資規模および投資時期については、新株予約権の行使状況、事業の進捗状況および市場環境等を踏まえ、柔軟に調整する方針です。

蓄電池およびAIデータセンターの開発に係る費用

本第三者割当増資により調達する資金のうち1,500百万円については、蓄電池およびAIデータセンターの開発に係る設備投資、設計・実証および事業開発費用に充当いたします。

当社は、中長期的な企業価値の向上を目的として、再生可能エネルギーを基盤とした次世代エネルギー・データインフラ分野への事業展開を進めており、その中核として、蓄電池とAIデータセンターを組み合わせた次世代エネルギー活用モデル（注）の構築を検討しております。

（注） 「次世代エネルギー活用モデル」とは、天然ガスや太陽光発電等を用いた現地発電により電力を自家供給し、効率的なエネルギー利用を図る事業モデルをいいます。

本件に関し、当社は、2026年5月21日付「エスクリプトエナジー株式会社との業務提携契約の締結に関するお知らせ」のとおり、本第三者割当増資の割当予定先であるエスクリプトエナジー株式会社と連携して、日本国内の土地を活用し、マイニング事業、系統用および産業用蓄電池ならびにAIデータセンターの設置・運営を検討する協業について合意しております。当社は、環境・エネルギー分野における事業開発力およびプロジェクト推進力を活かし、エスクリプトエナジー株式会社が保有する土地等の経営資源と組み合わせることで、次世代のエネルギー・データインフラの構築を目指しております。

また、本協業においては、蓄電池を活用した新たな事業モデルの検討、当該蓄電池を活用する事業パートナーの探索および事業機会の創出に関する助言等を行うことを予定しており、当社およびエスクリプトエナジー株式会社が主体となって推進する事業に対し、需要創出および事業化の観点から支援を受ける体制を構築しております。

本資金用途により調達した資金は、主として、以下の資金に充当いたします。

(1) 蓄電池の取得費 600百万円

（内訳）

蓄電池本体 450百万円

電力設備・系統接続工事 80百万円

設計・実証試験に関する費用 50百万円

事業開発費（人件費や業務委託費等の経費） 20百万円

(2) AIデータセンターの開発 900百万円

（内訳）

GPUサーバー 620百万円

AIデータセンターに係る建物、電力インフラ整備（電源、冷却装置） 190百万円

ネットワーク設備 30百万円

これらに付随する実証実験等の予備費 60百万円

また、本第三者割当により発行する新株予約権については、その行使時期及び行使金額が株価動向等に依存するため不確実性があることから、当社は一定の保守的な行使前提を置いた上で、段階的に資金を充当する方針としております。

具体的には、本事業に係る資金用途1,500百万円について、実証フェーズ（PoC）から段階的に投資を実行する計画としており、以下のとおり充当する予定です。

2026年12月期（第1フェーズ：設計・実証）

蓄電池設備の導入、AIデータセンターの基本設計、GPUサーバーの一部導入等の初期投資として、約800百万円を充当予定

2027年12月期（第2フェーズ：稼働開始）

AIデータセンターの本格稼働に向けた設備導入およびインフラ整備として、約600百万円を充当予定

2028年12月期（第3フェーズ：拡張）

AIデータセンターの追加設備導入およびインフラ整備として、100百万円を充当予定

さらに、本事業の主なマイルストーンは以下のとおりです。

2026年下期：設計および実証プロジェクト（PoC）の開始

2027年上期：蓄電池設備およびAIデータセンターの稼働開始、AI計算サービスの提供開始

2028年以降：稼働状況および需要動向を踏まえた段階的な設備拡張の実施

本事業における設備投資は、小規模な実証プロジェクト（PoC）から開始し、稼働状況および需要動向を踏まえて段階的に拡張する計画としております。

第1フェーズにおいては、最小構成の設備（蓄電池およびAIデータセンター）を導入し、限定的なGPU台数による運用検証を行います。その後、第2フェーズ以降において、当該実証結果および需要状況を踏まえ、GPUサーバーおよびインフラ設備を段階的に増設し、最終的にフルスケールの設備構成へ移行する計画です。

なお、新株予約権の行使については、当社としては充当予定額である1,500百万円の約50%が初年度、約40%が2年目、残り約10%が3年目に行使されることを一応の前提としておりますが、実際の行使状況に応じて投資規模及び投資時期を柔軟に調整する方針です。

また、本事業は、当社において主体的に実施するものであります。

なお、本協業および本資金使途に係る事業は、段階的な検討および実証を通じて事業化を進めるものであり、現時点において当社業績に与える影響については精査中であります。今後、具体的な投資計画、事業開始時期等が確定し、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

(資金調達の方法として本新株予約権を選定した理由)

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、当社は、下記「(本新株予約権の特徴)」に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、他の資金調達方法との比較を踏まえ、本新株予約権の発行によって資金調達を行うことが最適であると判断し、その発行を決議しました。

本資金調達方法は、当社グループにおけるマイニング事業の推進、及び、蓄電池およびAIデータセンターの開発に係る費用、暗号資産(主としてビットコイン)の取得資金については、本新株予約権での調達を主体とすることで、短期的に株価に大きな影響を及ぼす可能性を軽減でき、市場環境に応じて割当予定先が適宜行使を実施することによって資金調達が可能となることから、今回の割当予定先に対する本新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

当社は、下記「(本新株予約権の特徴)」に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、他の資金調達方法との比較を踏まえ、本新株式及び本新株予約権の発行が、資金調達手段として最適であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の特徴)

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様への株式価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。なお、当社は割当予定先に、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

取得条項

本新株予約権には、いつでも一定の手続を経て、当社は本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を発行価額相当額で取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

なお、本新株予約権に買取請求権(取得条項)を設定することは、当社の資本政策の柔軟性を確保する観点からも、割当予定先の行使を促すという観点からも、当社にとっては有利であります。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、当社と割当予定先との間で締結される予定の総数引受契約にて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要する旨の制限を定める予定です。

（他の資金調達方法との比較）

上記「（資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権を選定した理由）」に記載されている手法以外では、当社は以下の資金調達方法について検討いたしました。

銀行借入による資金調達には、与信枠の制約や借入コストが伴う問題に加えて、銀行借入は全額が負債として計上されるため、財務健全性を低下させるリスクもあります。これらの理由から、資金の使途と調達方法のバランスを考慮した結果、今回の資金調達手段としては適当でないと判断いたしました。

公募増資による新株式の発行については、希薄化が即座に生じるため、株価に対する影響が大きいというリスクがあることに加え、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く資金調達の機動性という観点からも課題があります。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の保有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られます。また、割当予定先からも新株予約権付社債によって本資金調達と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を聞いております。加えて、MSCBの場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノン・コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、当社は2024年12月期において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先 SIRIUS SECURITY SYSTEM COMPANY LIMITED

a. 割当予定先の概要	名称	SIRIUS SECURITY SYSTEM COMPANY LIMITED
	本店の所在地	Vistra Corporate Services Centre Wickhams Cay II Road Town, Tortola VG1110 British Virgin Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 AZ MORE国際法律事務所 弁護士 松尾 裕介
	代表者の役職及び氏名	DIRECTOR Peter Lord Starke
	資本金	50,000USD
	事業の内容	投資事業
	主たる出資者及びその出資比率	Peter Lord Starke 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

割当予定先 エスクリプトエナジー株式会社

a. 割当予定先の概要	名称	エスクリプトエナジー株式会社（旧社名：株式会社エス・サイエンス）（注）
	本店の所在地	東京都中央区銀座8丁目9-13
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第106期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月30日関東財務局長に提出 半期報告書 事業年度 第107期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月14日関東財務局長に提出 訂正半期報告書 事業年度 第107期（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月25日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。なお、当社とエスクリプトエナジー株式会社は、2026年5月21日付で業務提携契約を締結しております。詳細は、2026年5月21日付「エスクリプトエナジー株式会社との業務提携契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

（注） エスクリプトエナジー株式会社は、2026年4月1日付で商号変更をしております。なお、旧商号は株式会社エス・サイエンスです。

割当予定先 三崎 優太氏

a. 割当予定 先の概要	氏名	三崎 優太
	住所	東京都品川区
	職業の内容	三崎未来ホールディングス株式会社 代表取締役 所在地：東京都渋谷区道玄坂一丁目16番3号 事業内容：不動産に関する売買・賃貸・仲介
b. 提出者と 割当予定 先との間 の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 各割当予定先の概要欄及び当社と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

当社グループは、厳しい環境を乗り越え今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の財務体質、経営基盤の強化、収益機会の創出を図っていくことが、当社の果たすべき役割であると認識しております。これらを実行していくために、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、当社の事業並びに経営方針に理解を頂ける割当予定先と協議を繰り返し行ってまいりました。

当社が各割当予定先を選定した理由は、以下のとおりです。

SIRIUS SECURITY SYSTEM COMPANY LIMITED [

当社は、SIRIUS SECURITY SYSTEM COMPANY LIMITED（以下、「SSS Limited」といいます。）および同社代表者であるPeter氏との経緯については、2025年11月中旬頃に当社連結子会社である株式会社EFエナジーの取締役である仲凱（ZHONG, KAI）氏の紹介により、SSS Limitedの代表者であるPeter氏と当社代表取締役である車が知り合いました。仲凱（ZHONG, KAI）氏は2019年に米国大手ペット用品会社GHL International創業者であるQing氏の紹介により、SSS Limited代表のPeter氏と知り合いました。Qing氏とPeter氏は20年以上、仲凱（ZHONG, KAI）氏とQing氏も10年以上の親交を有しております。なお、仲凱（ZHONG, KAI）氏は株式会社EFエナジーの取締役であり、当社（株式会社環境フレンドリーホールディングス）の役員ではなく、仲凱（ZHONG, KAI）氏へのQing氏からPeter氏の紹介は事業機会の検討を目的としたものであり、当社とSSS LimitedおよびPeter氏の間には、現時点において資本関係、人的関係（役員派遣等）および重要な取引関係はなく、当社はこれらを当社の関連当事者には該当しないものと認識しております。当社は、ペロブスカイト太陽電池を活用したエネルギー事業およびグリーンエネルギーを活用したBTCマイニング事業等の海外展開を検討しており、その一環として、2025年11月よりカナダにおける油田廃ガスを活用したBTCマイニング事業の構築可能性について、SSS Limitedの代表者であるPeter氏との協議を開始いたしました。

また、2026年2月にはカナダ現地（エドモントンおよびカルガリー）において、油田廃ガスを利用した発電設備およびBTCマイニング施設の視察を実施し、複数のマイニング施設（総容量約3MW規模）を確認するとともに、事業性および運営体制について具体的な検討を行っております。本件において、SSS Limitedは北米におけるエネルギー資源の確保および事業運営の安定性の観点から、本件増資に参加する予定であり、当該参加は事業面および資金面における協力関係の構築を目的とするものであって、当社に対する支配関係を生じさせるものではありません。

SSS Limitedは、当社のマイニング事業として約20MW規模のマイニング拠点の構築および運営する方針について理解を示しており、資金面において本件への参画意向を有していることから、割当予定先として選定いたしました。また、同社は海外における投資活動を行う法人であり、当社の事業展開及び成長戦略に対する理解を有していること、並びに代表者であるPeter氏が有する北米におけるエネルギー分野のネットワークおよび知見を活用し、同氏が主体的な役割を担う期待ができることから、本件資金調達におけるパートナーとして適切であると判断しております。

エスクリプトエナジー株式会社

当社は、2026年1月初旬に、フィナンシャル・アドバイザーである永田町リーガルアドバイザーより、エスクリプトエナジー株式会社の紹介を受け、同社を認識するに至りました。なお、当社と同社との間には、それ以前に資本関係、人的関係、取引関係等の特段の関係はございません。

その後、当該紹介を契機として協議を開始し、当社と当社が検討している新たな事業とのシナジーの可能性等について検討を進めてまいりました。

割当予定先であるエスクリプトエナジー株式会社は、1946年（昭和21年）に設立され、東京都中央区に本社を置く、東京証券取引所スタンダード市場に上場する企業であります。同社は、ニッケル関連製品の販売を中心とする金属事業を基盤として発展してきたほか、近年では、不動産事業、暗号資産投資事業等へ事業領域を拡張し、多角的な事業ポートフォリオの構築を進めております。

具体的には、2026年5月21日付「エスクリプトエナジー株式会社との業務提携契約の締結に関するお知らせ」のとおり、日本国内の土地を当社と当社で発掘、同土地を活用して、蓄電池およびAIデータセンターの設置・運営を検討する協業について協議を行ってまいります。本協業においては、当社が有する環境・エネルギー分野における事業開発力およびプロジェクト推進力と、エスクリプトエナジー株式会社が保有する土地を組み合わせることで、次世代エネルギー・データインフラの構築を目指すこととしております。

エスクリプトエナジー株式会社は、暗号資産を戦略的資産として保有・運用してきた実績および上場会社としてのガバナンス体制を有しており、本事業の推進において、財務面および事業面の双方で重要なパートナーとなることを見込まれております。

さらに、エスクリプトエナジー株式会社は、本第三者割当増資における新株予約権を通じて、当社が進める蓄電池、AIデータセンターおよびマイニング事業に係る段階的な資金需要に機動的かつ安定的に対応できることから割当予定先として適切であると判断いたしました。

当社は、同社の事業基盤、保有資産、暗号資産分野における知見および当社との事業戦略の親和性を総合的に勘案した結果、本第三者割当増資の割当予定先としてエスクリプトエナジー株式会社を選定いたしました。

三崎 優太氏

三崎優太氏（以下、「三崎氏」といいます。）は、本第三者割当増資の検討を開始した2026年1月中旬頃に、エスクリプトエナジー株式会社と同じくFAである永田町リーガルアドバイザーからの紹介を受け、当社の資金使途および資本政策について同氏より出資意向が示されたことから、割当予定先として選定いたしました。

三崎氏は、実業家およびインフルエンサーとして、D2C、メディアおよびデジタルマーケティング分野において複数の事業を立ち上げ、成長させてきた実績を有しております。また、企業価値向上を目的とした事業構築、ブランディングおよび新規事業開発に関する知見を有しており、事業機会の創出および市場開拓において高い発信力と実行力を有しております。

当社は、三崎氏が暗号資産、エネルギーおよび不動産分野に対して高い関心と理解を有している点を評価しており、とりわけ、再生可能エネルギー、蓄電池、マイニングおよびAIデータセンターを組み合わせた当社グループの次世代エネルギー・デジタルインフラ戦略に強い共感を示されております。

当社としては、三崎氏が有する発信力、事業構築力および広範なネットワークは、当社グループの新規事業における需要創出、社会的認知の向上および事業機会の拡大に寄与するものと判断しております。加えて、同氏は当社の中長期的な成長戦略および財務戦略に対して明確な賛同の意思を表明しており、本第三者割当増資の引受けを通じて、当社とともに中長期的な企業価値の向上を目指すことが可能なパートナーであると考え、割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

SIRIUS SECURITY SYSTEM COMPANY LIMITED	新株予約権	300,000個 (潜在株式数30,000,000株)
エスクリプトエナジー株式会社	新株予約権	285,000個 (潜在株式数28,500,000株)
三崎 優太氏	新株予約権	95,000個 (潜在株式数9,500,000株)

e. 株券等の保有方針

SIRIUS SECURITY SYSTEM COMPANY LIMITED

SSS Limitedの株式保有方針は純投資目的であり、当社の株価動向、市場環境及び資金状況等を勘案しながら、同社の判断により適宜売却される可能性があります。なお、当社との間で保有期間に関する特段の取決めはありません。

エスクリプトエナジー株式会社

エスクリプトエナジー株式会社において、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、エスクリプトエナジー株式会社は、当社の経営権を目的としておらず、また、経営にも関与しない方針であり、本新株予約権の行使に関して、行使により取得した一定の株式数は保有するが、市場売却を行う旨を確認しております。本新株予約権の行使により取得する当社株式については、適宜市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除するように努めることを前提に適宜売却する方針である旨を口頭で確認しております。なお、エスクリプトエナジー株式会社は当社との間で業務提携をしておりますが、本新株予約権の行使により取得する当社株式については、当社の企業価値向上に伴う株式価値の向上を期待した投資を目的とするものであり、当社の経営支配又は経営方針に重大な影響を与えることを目的とするものではないことから、当該株式の保有目的は純投資目的としております。

三崎氏

三崎氏において、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。また、三崎氏は、本新株予約権の行使に関して、行使により取得した一定の株式数は、企業価値が向上するために中長期間を要するため、中長期的に保有しますが、保有目的は純投資目的であります。また、本新株予約権の行使資金が不足した場合には市場売却を行う旨を口頭にて確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

SIRIUS SECURITY SYSTEM COMPANY LIMITED

当社は、SSS Limitedの財産の状況について、同社より提出を受けたCHINA CITIC BANK INTERNATIONAL LIMITEDの複数の銀行口座明細（香港ドル建ての口座明細2つ、米ドル建て口座明細1つの計3つ）、SSS Limitedの直近3期分の決算書並びにCHINAWAY ENGINEERING LIMITED（WING ON KOWLOON CENTRE, 345 NATHAN ROAD, KLN HONG KONG, DIRECTOR WONG, FUK KEUNG）との間で締結されたLoan Agreementを確認しております。

具体的には香港ドル建口座について、2026年3月31日時点の残高がHKD3,165,231.12（約64,380,800円、為替レート1香港ドル=20.34円にて換算）であることを確認しております。また、米ドル建口座について、2026年4月30日時点の残高がUSD1,579,994.90（約249,133,500円、為替レート1米国ドル=157.68円にて換算）であることを確認しております。また、SSS Limitedは、本新株予約権の行使資金については、CHINAWAY ENGINEERING LIMITEDとの間でLoan Agreementを締結しており、総額3億円を上限とするコミットメント形式の借入枠の設定を受けていることを確認しております。なお、当該借入条件については、借入実行は借主であるSSS Limitedからの要請に応じて随時実行される形式であり、金利は年利3%（単利）となっており、本新株予約権の行使に関連する資金需要への充当が資金用途となっています。また、米国ドル建て口座に、2026年4月22日にUSD580,000、同年4月30日にUSD1,000,000の入金が当該借入の実行によるものであることも併せて確認しております。

CHINAWAY社とSIRIUS社の関係については、資本関係、役員の兼任等の人的関係はなく、両社は独立した第三者であります。両社代表者間においては、過去に複数の投資案件における協議・情報交換等を通じたビジネス上の関係があり、当該過程において相互の事業内容や信用力について一定の理解が醸成されております。本件借入は、当該従前の投資案件に関する関係を背景とした信用供与として行われたものです。

当該残高は、本新株予約権の払込金額を支払うに足りる水準であると認識しております。なお、本新株予約権の行使に係る資金については、同社より、取得した当社株式を市場において売却し、その売却資金を原資として順次行使を行っていく方針である旨を確認しております。

エスクリプトエナジー株式会社

当社は、エスクリプトエナジー株式会社は、本第三者割当の払込みに要する資金を、手元現預金により賄うことを予定しているとのことです。当社は、割当予定先であるエスクリプトエナジー株式会社の2026年3月期決算短信における2026年3月31日時点の貸借対照表により、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金について、十分な現金・預金及びその他の流動資産(現金・預金:1,502百万円、流動資産計:2,227百万円)を保有していることを確認しております。

さらに、当社は、割当予定先であるエスクリプトエナジー株式会社より提出を受けた2026年3月末時点における資金繰表を入手し、資金残高の推移について確認を行っております。

具体的には、エスクリプトエナジー株式会社の事業運営に必要な運転資金支出(人件費、外注費、投資支出等)を考慮したうえで、月次資金残高の推移を確認し、本新株予約権の払込期日以降においても、当該払込に必要な資金を控除した後の資金残高が資金ショートを生じない水準で維持されることを確認しております。

また、エスクリプトエナジー株式会社においては、手元資金の全額を本新株予約権の行使に充当するのではなく、事業継続に必要な運転資金を確保したうえで、段階的に本新株予約権の行使に充当する方針であることを確認しております。

また、当社は、エスクリプトエナジー株式会社が他社における第三者割当の割当予定先となっていることを踏まえ、当該第三者割当に係る新株予約権の行使に伴う資金需要についても考慮しております。

当該新株予約権の行使については、届出書上、行使により取得した株式を市場で売却し、その売却代金を原資として次回の行使資金に充当する、いわゆる資金回転型の行使が予定されている旨が記載されております。当社においても、当該開示内容および同社へのヒアリング結果を踏まえ、当該前提に基づく行使が想定されるものと認識しております。

このため、当該新株予約権の行使にあたっては、当初より行使総額全額に相当する資金を一括して確保する必要はなく、一定の手元資金を起点として、株式売却による回収資金を充当しながら段階的に行使が行われるものと整理しております。

当社は、以上の前提のもと、株式の市場流動性、売却可能な規模および行使の進行ペース等を勘案し、同時並行的に必要な最大資金(いわゆる回転資金)の水準について検討を行っております。その結果、当該回転資金は概ね100百万円から200百万円程度の範囲に収まるものと見込んでおります。

さらに、当社は、当該回転資金の水準を含めた資金需要を反映した資金繰表の提出を受け、当該支出を考慮した場合においても、本新株予約権の払込に必要な資金を控除した後においても、2026年6月までは一定の資金残高が維持される見込みであることを確認しております。

これらの資金繰り状況および資金配分方針を踏まえ、当社としては、同社が本新株予約権の払込に要する資金を十分に確保していること、並びにその後の行使に係る資金についても、事業資金とのバランスを考慮しつつ段階的に充当可能であると判断しております。

加えて、当社は、エスクリプトエナジーより2026年3月末時点の残高証明書及び口座残高の写しを取得し、払込に必要な資金が確保されていることを確認しております。また、本新株予約権の行使にあたって必要となる資金の総額には満たないものの、同社は、本新株予約権の行使により取得した当社株式について、市場環境を勘案しつつ段階的に売却することで資金を回収し、その回収資金を原資として継続的に新株予約権の行使を行うことを予定しており、当社としては、当該方針に基づき一定の行使が行われる蓋然性は相応に認められるものと判断しております。

したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

三崎氏

当社は、三崎氏の財政状態について、2026年5月4日付預金明細の写しを取得し、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は十分であると判断しております。なお、三崎氏から取得した資金証明資料においては、本新株予約権の行使にあたって必要となる資金の総額には満たないものの、本新株予約権を行使して取得した本新株を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てるという行為を繰り返し行うことを予定しております。

また、三崎氏が複数の他社における第三者割当の割当予定先となっていることを踏まえ、当該各第三者割当に係る新株予約権の行使に伴う資金需要についても確認を行っております。

これらの新株予約権の行使については、株式売却により回収した資金を次回の行使資金に充当する、いわゆる資金回転型で行われることが想定されていること、及び、三崎氏の本新株予約権の行使資金について、必要に応じて三崎未来ホールディングス株式会社が貸付を行う旨の確約書を入手して確認しております。当該確約書においては、本新株予約権の行使に係る払込資金について三崎氏に対して貸付を行うこと、貸付金額の上限を1億円とすること、本新株予約権の行使に必要な払込資金が生じた場合にはその都度必要金額を貸し付けること、並びに具体的な条件(利率、返済期限その他の条件)については別途協議のうえ定めることが確認されております。

また、各案件の行使については、株式の市場流動性や売却可能な規模等を踏まえ、段階的に実施されることが想定されていることから、資金需要が一時期に集中するものではなく、同時並行的に必要な資金は限定的であり、三崎氏の手元資金の範囲内で対応可能な水準であると判断しております。

したがって、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、本第三者割当増資の各割当予定先から、各割当予定先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、各割当予定先の役員または議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。また、上記とは別に、各割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否かにつきまして、第三者信用調査機関であるリスクプロ株式会社(所在地:東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役:小板橋仁)への調査を依頼しました。

その結果、割当予定先であるSSS Limitedについて、SSS Limitedの関係者、役員または議決権を持つ出資者その他の関係者に反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得られました。また、割当予定先である三崎氏の調査結果においては、過去の法人税違反に関する報告及び一部風評に関する情報が確認されております。

当社において当該内容の事実関係について確認を行った結果、法人税違反については税務申告に関する違反であり、暴力団等の反社会的勢力との関係を伴うものではなく、すでに刑事手続は既に終了しており、現在において法的制約は存在しないことを確認しております。

さらに、三崎氏本人へのヒアリング等も実施し、当社として反社会的勢力との関係を含め、特段の問題は認められないと判断しております。

また、当社監査役会は、当社取締役会が検討している第三者割当増資の割当予定先である三崎氏に関し、反社会勢力との関係性その他コンプライアンス上の懸念事項の有無を含む確認内容について、その確認プロセスおよび取得情報は不当ではないと思料するとの結論に至っております。

以上を踏まえ、当社は同氏を割当予定先とすることについて適切であると判断しております。

さらには、当社独自の調査として口頭での確認に加えてインターネット検索による調査を行い、各割当予定先の株主及び出資者が反社会勢力との繋がりやその影響を受けているようなニュース、ネット記事、風評がないことを確認しております。その結果、当社として各割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。なお、割当予定先であるエスクリプトエナジー株式会社は上場会社であり反社会的勢力との関係がないことを確認するための確認書の提出は行っておりません。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付される株式を第三者に譲渡することを防げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関であるエースターコンサルティング株式会社(住所:東京都港区西麻布3-19-13、代表者:代表取締役 三平 慎吾)に依頼しました。

当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価(47円)、権利行使価額(43円)、ボラティリティ(57.87%)、権利行使期間(2026年6月9日から2028年6月8日)、無リスク金利(1.451%)、市場リスクプレミアム(9.3%)、対指数(1.138)、信用スプレッド(21.83%)、当社と割当予定先の行動等について、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮し、評価を実施しました。なお、算定に関しては、株式の流動性を加味するために、新株予約権の行使により取得した株式を1営業日あたり122,370株(2024年5月21日から2026年5月20日までの日次売買高の中央値である1,223,700株の10% 小数点第一位を切り上げ)ずつ売却できるものと仮定しております。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である1個あたり52円(1株あたり0.52円)は妥当であると判断し、この算定結果をもとに各割当予定先と協議した結果、算定結果と同額である本新株予約権1個の払込金額を52円(1株あたり0.52円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには一定の時間を要することなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2026年5月20日)の当社普通株式の普通取引の終値である47円から10%ディスカウントした43円といたしました。

本新株予約権の行使価額を10%ディスカウントした43円とした理由としては、各割当予定先から行使価額について市場株価に対する一定の割引として10%でのディスカウント要望があり、当社としても当社の直近6ヶ月間において株価水準がおおむね横ばい傾向であること、並びに、株価水準も1株当たり39円から82円の範囲で変動しており一定の幅があること、さらには新株予約権を固定された行使価額で引受して頂けることを考慮し、当社と各割当予定先との行使価額における交渉の結果、株価下落リスクを踏まえて、日証協指針を超えない範囲で相応のディスカウントはやむを得ないと判断し、行使価額については割当予定先の要望を受け入れた結果によるものとなります。

なお、当該行使価額は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日(2026年5月20日)の終値である47円から10%のディスカウント、当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である56円から23.21%ディスカウント、当該直前取引日までの3カ月間の終値平均である59円から27.12%のディスカウント、当該直前取引日までの6か月間の終値平均である56円から23.21%のディスカウントとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、本第三者割当増資の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株予約権の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員からも、当該算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額(1個あたり52円)と同等額の払込金額を決定していること、また、行使価額の10%のディスカウント率についても、本第三者割当増資による増資規模の必要性、本第三者割当増資で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響、当社の業績及び信用リスク、割当予定先が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権に係る潜在株式数は、68,000,000株(議決権個数680,000個)となり、2025年12月31日現在の発行済株式総数304,456,980株から自己株式7,900株を控除した304,449,080株(議決権数3,043,534個)に対して、合計22.34%(議決権ベース22.34%)の希薄化率となります。

しかしながら、本株式及び本新株予約権により調達した資金を、前述の用途に充当することによって、当社といたしましては、今回の資金調達は、当社が今後、収益を確保し、かつ安定的に成長していくためには必要不可欠であり、当社の業績が拡大することによって既存株主の皆様利益につながるものであると考えております。

そのため、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
		(百株)		(百株)	
株式会社MC	東京都港区西新橋3丁目24-10	800,000	26.29%	800,000	21.48
トウカイトウキョウセキュリ ティーズアジアリミテッド (常任代理人 東海東京証券株 式会社)(注4)	18/F,33 DES VOEUX ROAD CENTRAL,HONG KONG (常任代理人 東京都中央区新 川1丁目17-21)	363,546	11.94	363,546	9.76
SIRIUS SECURITY SYSTEM COMPANY LIMITED	Vistra Corporate Services Centre Wickhams Cay II Road Town, Tortola VG1110 British Virgin Islands	-	-	300,000	8.06
エスクリプトエナジー株式会社	東京都中央区銀座8丁目9-13	-	-	285,000	7.65
ORCHID PLUS PTE.LTD. (常任代理人 福和 明子) (注4)	400 ORCHARD ROAD,#05- 17,ORCHARD TOWERS,SINGAPORE 238875 (常任代理人 東京都荒川区)	282,221	9.27	282,221	7.58
三崎 優太	東京都品川区	-	-	95,000	2.55
GOLDEN STONE GROWTH CORPORATION LIMITED (常任代理人 東海東京証券株 式会社)	LEVEL 6, THREE PACIFIC PLACE, 1 QUEEN'S ROAD EAST, HONG KONG (常任代理人 東京都中央区新 川1丁目17-21)	80,000	2.63	80,000	2.15
古月 程子	千葉県千葉市中央区	70,122	2.30	70,122	1.88
株式会社グハギ	東京都港区赤坂2丁目21-8-202	68,966	2.27	68,966	1.85
江川 麗子	東京都品川区	44,492	1.46	44,492	1.19
計	-	1,709,347	56.16	2,389,347	64.17

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年12月31日現在の株主名簿（発行済株式総数304,456,980株（自己株式7,900株を含む）、議決権数3,043,534個）を基準に記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、(注)1.に記載の内容に、本新株予約権がすべて行使された場合の株式数68,000,000株（議決権数680,000個）を、仮にすべて保有し続けたものとして加えて作成しています。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ORCHID PLUS PTE. LTD.は、当社の主要株主及びその他の関係会社であります。同社に確認したところ、同社が保有する当社株式については、トウカイトウキョウセキュリティーズアジアリミテッドの証券会社口座において分散して保有されており、これらを合算し主要株主に該当する持株比率を有していることを確認しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年5月21日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（2026年5月21日）現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年5月21日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2026年3月26日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

2026年3月26日開催の当社第32期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社及び当社子会社の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

第2号議案 取締役3名選任の件

車陸昭、福田健、近藤哲也を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

鈴木好一、瀧本匠、高木貴子を選査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	1,331,766	2,296	-	(注) 1	可決 99.72
第2号議案					
車 陸昭	1,331,852	2,210	-	(注) 2	可決 99.72
福田 健	1,330,757	3,305	-	(注) 2	可決 99.64
近藤 哲也	1,330,412	3,650	-	(注) 2	可決 99.61
第3号議案					
鈴木 好一	1,331,979	2,083	-	(注) 2	可決 99.73
瀨本 匠	1,332,332	1,730	-	(注) 2	可決 99.76
高木 貴子	1,331,778	2,284	-	(注) 2	可決 99.72

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年5月21日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金	
	増減数 (株)	残高 (株)	増減額 (千円)	残高 (千円)	増減額 (千円)	残高 (千円)
2026年3月2日～ 2026年3月6日(注) 1	900,000	305,356,980	15,066	252,786	15,066	422,787
2026年4月6日(注) 2	18,000,000	323,356,980	265,770	518,556	265,770	688,557

(注) 1. 第20回新株予約権の行使（新株予約権1株あたり0.48円、行使価額1株あたり33円）により、発行済株式総数が900,000株、資本金及び資本準備金が15,066千円増加しております。

2. 第21回新株予約権の行使（新株予約権1株あたり0.53円、行使価額1株あたり29円）により、発行済株式総数が18,000,000株、資本金及び資本準備金が265,770千円増加しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日	2026年3月27日 関東財務局長に提出
---------	----------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月27日

株式会社環境フレンドリーホールディングス
取締役会 御中監査法人アリア
東京都港区代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 萩原 眞治

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社環境フレンドリーホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社環境フレンドリーホールディングス及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

連結子会社に関するのれんの評価における減損の兆候の有無の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社環境フレンドリーホールディングス(以下、「会社」という。)は当連結会計年度の連結貸借対照表において、連結子会社に関するのれんを146,517千円計上しており、連結総資産の2.2%を占めている。また、当該のれんは株式会社EFインベストメントに関するのれんである。</p> <p>会社は、のれんの評価に当たり、のれんが帰属する事業に関連する資産グループにのれんを加えたより大きな単位について、減損の兆候の有無を判定している。会社は、株式会社EFインベストメントの株式取得時に策定した事業計画と実績の比較や経営環境の著しい悪化の有無を確認した結果、当連結会計年度末において計上されているのれんに減損の兆候はないと判断している。減損の兆候の判断が適切に行われなない場合には、必要な減損損失が計上されない可能性があり、減損損失の認識が必要と判断された場合は、会社の連結財務諸表に重要な影響を与える。したがって、当監査法人はのれんの評価における減損の兆候の有無の判定を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するために、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 のれんを含む資産グループの固定資産の減損に係る会計基準の適用に関連する内部統制のうち、減損の兆候の有無を判定するプロセスに焦点を当てて、整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 減損の兆候の有無に関する判断の妥当性の評価 減損の兆候の有無に関する会社判断の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社EFインベストメントの資産グループのグルーピングの妥当性を検討するために、関連する社内資料を閲覧した。 株式会社EFインベストメントの資産グループが使用されている営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みであるか否かを検討するために、関連する社内資料を閲覧した。 株式会社EFインベストメントの資産グループの使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化があるか否かを検討するために、取締役会議事録及び経営会議議事録を閲覧した。 株式会社EFインベストメントの事業に関連する経営環境の著しい悪化があるか否かを検討するために、両社の経営者に対し、経営環境の著しい悪化の有無及び、将来の事業計画にあたり企業内外の経営環境を分析するために参照している情報について質問した。 株式会社EFインベストメントの株式取得時に策定した事業計画と、当連結会計年度における各社の実績との比較・分析を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社環境フレンドリーホールディングスの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社環境フレンドリーホールディングスが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立し

ており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

株式会社環境フレンドリーホールディングス
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 萩原 眞治

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社環境フレンドリーホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社環境フレンドリーホールディングスの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、持株会社であるため、関係会社に対して多額の投融資を有している。財務諸表の注記（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度末において、関係会社投融資として、関係会社株式279,307千円、関係会社未収入金752,086千円、関係会社短期貸付金2,435,000千円及び貸倒引当金 775,905千円を貸借対照表に計上しており、これらの合計は、総資産の75.7%を占めている。関係会社の業績悪化などで減損等が生じる場合、個別決算の業績に与える金額的影響が大きくなる可能性がある。また、関係会社投融資評価の判断は会計上の見積り項目であり、経営者の判断を必要とするものである。</p> <p>このように、金額的重要性や質的重要性を考慮すると、相対的に重要性が高い監査領域と判断したことから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、関連する内部統制を検討の上、主に以下の監査上の対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社投融資評価の基礎となる財務情報の信頼性を確かめるため、連結財務諸表監査の一環として必要な監査手続を実施した。 ・関係会社株式については、減損の兆候やのれんの超過収益力の棄損の有無を検討するため、買収時の事業計画と実績の比較検討やのれん償却額と関連する営業利益実績の比較検討、経営者への質問や取締役会議事録等の閲覧を実施し、関係会社株式の評価の合理性を検討した。 ・貸倒引当金が、回収不能見込額により適切に計上されているか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。